

別表第 1（第 3 条関係）

補助事業名	対象	対象となる住宅（要件を全て満たす住宅）	対象経費	補助率及び補助交付申請額 ※千円未満は切り捨て	その他の事項
耐震改修設計費及び耐震改修工事費の一括補助	補助事業の対象となる住宅を所有する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に着工したものの又は次のいずれかの書面により平成 2 8 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの （1）災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し （2）罹災報告書（別紙 1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙 2） 4 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 5 本要綱又は他の要綱等に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けたことがないもの	補助対象住宅の耐震改修設計（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用、耐震改修工事費の見積り作成に要する費用及び工事監理に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（少なくとも耐震改修工事に要する費用を含む場合に限る。耐震改修工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）ただし、改修前の上部構造評点が 1、 0 以上である旨の資料が提出された場合は、耐震改修工事に要する費用は対象外とする。また、消費税及び地方消費税を除くものとする。	1 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工したものの又は高齢者等（要綱第 2 条第 1 4 号）が居住するもの 耐震改修工事に要する費用に補助率（1 0 分の 9）を乗じて得た額又は 1 5 7、 5 万円のいずれか低い方の額 2 昭和 5 6 年 6 月 1 日から平成 1 2 年 5 月 3 1 日までに着工したものの 耐震改修工事に要する費用に補助率（6 0 分の 5 3）を乗じて得た額又は 1 3 2、 5 万円のいずれか低い方の額 3 平成 1 2 年 6 月 1 日以降に着工したものの 耐震改修工事に要する費用に補助率（5 分の 4）を乗じて得た額又は 1 1 5 万円のいずれか低い方の額	1 耐震改修設計は、設計者が行うものであること。 2 耐震改修工事を行う場合は、設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 3 耐震改修工事を行う場合は、その結果、地震に対して安全な構造となるもの 4 耐震改修工事を行う場合は、工事監理者が工事監理するもの
耐震改修設計費補助	補助事業の対象となる住宅を所有する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に着工したものの又は次のいずれかの書面により平成 2 8 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの （1）災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し （2）罹災報告書（別紙 1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙 2）	補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用も含む。）また、消費税及び地方消費税を除くものとする。	補助対象経費に補助率（ 3 分の 2 以内 ）を乗じて得た額又は 2 0 万円のいずれか低い方の額	1 耐震改修設計は、設計者が実施するものであること。 2 耐震改修計画が、地震に対して安全な計画となっていること。
耐震改修工事費補助	補助事業の対象となる住宅を所有する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が 3 以下のもの 3 平成 1 2 年 5 月 3 1 日以前に着工したものの又は次のいずれかの書面により平成 2 8 年熊本地震により罹災したことが確認できるもの （1）災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し （2）罹災報告書（別紙 1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙 2） 4 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。	補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用も含む。）また、消費税及び地方消費税を除くものとする。	補助対象経費に補助率（ 2 分の 1 以内 ）を乗じて得た額又は 6 0 万円のいずれか低い方の額	1 設計者が実施した耐震改修設計に基づくもの 2 耐震改修の結果、地震に対して安全な構造となるもの 3 工事監理者が工事監理するもの

建替え設計費 及び建替え工 事費の一括補 助	補助事業の 対象となる 住宅を所有 する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの (1) 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し (2) 罹災報告書（別紙1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙2） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。	補助対象住宅の建替え設計（建替え工事費の見積り作成に要する費用及び建替え工事監理に要する費用を含む）及び建替え工事に要する費用（少なくとも建替え工事に要する費用を含む場合に限る。建替え工事に要する費用には工事監理に要する費用を含まない。）また、消費税及び地方消費税を除くものとする。	1 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等（要綱第2条第14号）が居住するもの 建替え工事に要する費用に補助率（10分の9）を乗じて得た額又は157,5万円のいずれか低い方の額 2 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したものの 建替え工事に要する費用に補助率（60分の53）を乗じて得た額又は132,5万円のいずれか低い方の額 3 平成12年6月1日以降に着工したもの 耐震改修工事に要する費用に補助率（5分の4）を乗じて得た額又は115万円のいずれか低い方の額	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）に適合するものであること。 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであること。 3 工事監理者が工事監理するもの 4 本要綱又はほかの要綱に基づく耐震改修設計への補助金の交付を過去に受けていないもの
建替え工事費 補助	補助事業の 対象となる 住宅を所有 する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの (1) 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し (2) 罹災報告書（別紙1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙2） 4 被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの 5 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 6 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。	補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含まない。）また、消費税及び地方消費税を除くものとする。	補助対象経費に補助率（23%以内）を乗じて得た額又は60万円のいずれか低い方の額	1 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもので、かつ、原則として省エネ基準（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準）に適合するものであること。 2 建替え後の住宅は、原則として土砂災害特別警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域外に存するものであること。 3 工事監理者が工事監理するもの
耐震シェル ター工事費補 助	補助事業の 対象となる 住宅を所有 する者	1 宇城市内に存在する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの 2 在来軸組構法、枠組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの 3 平成12年5月31日以前に着工したもの又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの (1) 災害対策基本法に基づく罹災証明書の写し (2) 罹災報告書（別紙1） ア 被害状況を記録した写真 イ 被害の修復に要した経費を証する書類 ウ 建築士による被災状況確認証明書（別紙2） 4 昭和56年6月1日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するもの (1) 災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」又は「大規模半壊」と認定されたもの (2) 耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの 5 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存する場合、市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員が補助事業の実施について承諾が得られていること。 6 本要綱に基づく、耐震改修又は建替えに係る補助金の交付を受けていないもの	補助対象住宅の耐震シェルター工事に要する費用（消費税及び地方消費税を除くものとする。）	補助対象経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額	本要綱第2条第10号に規定する耐震シェルター工事であること。